

第 10 感染症

国内における感染症対策はこれまで伝染病予防法・性病予防法に基づく患者の隔離、接触者の健康診断実施等、強権的な性質の強い政策により、患者の発生防止及び蔓延防止策がとられてきたが、近年においては、感染症に対する医療の進歩、国民の衛生水準の向上等、社会的背景の変化により対象とすべき疾病やその対応方法についても変更する必要が生じ、新興・再興感染症の発生が国内外において大きな問題となり、さらに保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ感染症の発生の予防とまん延防止を図ることをねらいとして「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が平成 11 年 4 月 1 日から施行されている。

平成 15 年 11 月 5 日に重症呼吸器症候群の発生が契機となり、新法の一部改正で感染症対策の強化、動物由来感染症対策の強化及び感染症法の対象疾患及び疾病分類の見直しなどがなされた。

さらに、平成 19 年 4 月 1 日より①生物テロや事故による感染の発生、まん延を防止するための病原体等の管理体制の確立、②病原性や国民の生命及び健康に対する影響に応じて病原体等を一種から四種に分類し、所持・輸入等の禁止、許可届出基準の遵守等の規制の設置、③最新医学の知見に基づいた感染症の分類の見直し、④結核予防法を廃止し、感染症法に統合するなどの改正が行われた。

平成 21 年 4 月に新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、わが国でも発生後 1 年余りで約 2 千万人が罹患した。これを受けて平成 24 年 5 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定されたことに伴い、平成 26 年 11 月「長崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

令和元年 12 月、中華人民共和国で報告された新型コロナウイルス感染症は世界に拡大している。日本国内では、令和 2 年 1 月 16 日に初めて患者が報告され、2 月 1 日に指定感染症に指定し対策を講じていたが、令和 5 年 5 月 8 日五類感染症に移行し定点把握疾患となった。

1 感染症発生状況

その年の患者発生数

・り患率＝

その年の人口（令和 6 年 9 月末住民基本台帳登録数）

×100,000

(1) 全数届出疾患（一類～三類）

分 類		令和 2		3		4		5		6	
		患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率
一 類	エボラ出血熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	痘そう	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南米出血熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ペスト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マールブルグ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ラッサ熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二 類	急性灰白髄炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	結核	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	ジフテリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症急性呼吸器症候群 （病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

年 分 類		令和 2		3		4		5		6	
		患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率
二 類	中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限る)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥インフルエンザ (H5N1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥インフルエンザ (H7N9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 類	コレラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	細菌性赤痢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症	28	6.8	12	2.9	16	4.0	15	3.8	12	3.1
	腸チフス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パラチフス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* 結核についてはP85 に別掲

(2) 全数届出疾患 (四類)

年 分 類		患 者 数				
		令和 2	3	4	5	6
四 類	E型肝炎	0	0	0	0	0
	ウエストナイル熱	0	0	0	0	0
	A型肝炎	0	5	0	0	1
	エキノコックス症	0	0	0	0	0
	黄熱	0	0	0	0	0
	オウム病	0	0	0	0	0
	オムスク出血熱	0	0	0	0	0
	回帰熱	0	0	0	0	0
	キャサヌル森林病	0	0	0	0	0
	Q熱	0	0	0	0	0
	狂犬病	0	0	0	0	0
	コクシジオイデス症	0	0	0	0	0
	サル痘	0	0	0	0	0
	ジカウイルス感染症	0	0	0	0	0
	重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス 属SFVウイルスである ものに限る)	4	2	7	5	4
	腎症候性出血熱	0	0	0	0	0
	西部ウマ脳炎	0	0	0	0	0
	ダニ媒介脳炎	0	0	0	0	0
	炭疽	0	0	0	0	0
	チクングニア熱	0	0	0	0	0
	つつが虫病	1	1	1	1	1
	デング熱	0	0	0	2	0
	東部ウマ脳炎	0	0	0	0	0
	鳥インフルエンザ (H5N1 及び H7N9 を除く)	0	0	0	0	0
	ニパウイルス感染症	0	0	0	0	0
	日本紅斑熱	4	10	5	3	9
	日本脳炎	0	0	0	0	0
	ハンタウイルス肺症候群	0	0	0	0	0
	Bウイルス病	0	0	0	0	0

分 類		年				
		患 者 数				
		令和 2	3	4	5	6
四 類	鼻疽	0	0	0	0	0
	ブルセラ症	0	0	0	0	0
	ベネズエラウマ脳炎	0	0	0	0	0
	ヘンドラウイルス感染症	0	0	0	0	0
	発しんチフス	0	0	0	0	0
	ボツリヌス症	0	0	0	0	0
	マラリア	0	0	0	0	0
	野兎病	0	0	0	0	0
	ライム病	0	0	0	0	0
	リッサウイルス感染症	0	0	0	0	0
	リフトバレー熱	0	0	0	0	0
	類鼻疽	0	0	0	0	0
	レジオネラ症	8	5	4	10	4
	レプトスピラ症	0	0	0	0	0
	ロッキー山紅斑熱	0	0	0	0	0

(3) 全数届出疾患（五類）

分 類		年				
		患 者 数				
		令和 2	3	4	5	6
五 類	アメーバ赤痢	3	2	1	0	0
	ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く)	0	0	0	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌科 細菌感染症	21	17	15	13	9
	急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎除く)	0	0	1	0	0
	急性脳炎	1	1	2	0	5
	クリプトスポリジウム症	0	0	0	0	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	1	0	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	1	3	2	7
	後天性免疫不全症候群	0	1	0	4	3
	ジアルジア症	0	1	0	0	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	0	1	3	0
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	0	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	11	8	6	10	9
	水痘(入院例に限る)	0	2	1	2	1
	先天性風しん症候群	0	0	0	0	0
	梅毒	4	22	20	52	42
	播種性クリプトコックス症	2	1	3	2	0
	破傷風	0	0	0	0	2
	バンコマイシン耐性黄色ブドウ 球菌感染症	0	0	0	0	0
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	0	0	1	1
	百日咳	5	0	0	0	1
	風しん	0	0	0	0	0
	麻しん	0	0	0	0	0
	薬剤耐性アシネトバクター感染症	0	0	0	0	0

(4) 全数届出疾患（新型インフルエンザ等感染症）

年 分 類	令和 2		3		4		5		6	
	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数
新型インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
再興型インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
新型コロナウイルス感染症	75.2	310	537.7	2,189	22,377.1	89,954	4027.7	15,980	-	-
再興型新型コロナウイルス感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-

*新型コロナウイルス感染症：R 2 年 2 月 1 日から指定感染症、R 3 年 2 月 13 日から新型インフルエンザ等感染症

*長崎港に停泊していたクルーズ船の乗組員の感染者除く

*全数把握の見直しが行われたため、R 4 年 9 月 9 日からは市内医療機関からの発生届と、陽性者判断センターにおける長崎市在住の方の報告数を合わせたものを集計

*R 5 年度はR 5 年 5 月 7 日報告分まで（R 5 年 5 月 8 日～5 類移行し定点把握となった）

2 特定感染症予防施策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 11 条第 1 項の規定により、後天性免疫不全症候群・インフルエンザ・性感染症については、平成 18 年 4 月 1 日より厚生労働大臣が定める「後天性免疫不全症候群に関する予防指針」により、当該感染症に係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止や適切な医療の提供など、国際的な連携のもとに研究開発の推進が図られている。

(1) 後天性免疫不全症候群（エイズ）対策

後天性免疫不全症候群（以下：エイズという）をはじめ、あらゆる感染症対策において、感染者や患者、その家族に対する偏見や差別をなくし、共に生きる共生型の社会を構築していくことを目標に以下の事業を実施した。

① エイズに対する正しい知識の普及事業

地域センター、公民館、大学、専門学校及び高等学校へ、ポスター・パンフレットを配布した。また、市のホームページ、広報紙等を活用し、市民に向けてエイズに対する正しい知識の普及を図った。

② H I V 検査普及週間・世界エイズデーにおけるキャンペーン事業

H I V 検査普及週間（6 月）及び世界エイズデー（12 月）のキャンペーンとして、関係機関、学校等にポスター及びリーフレットを配布し、市民のエイズ対策への関心を高めるとともに、夜間検査を実施した。

③ エイズ相談・H I V抗体検査事業

検査件数

(単位：件)

年度 区分	令和2	3	4	5	6
男	46	8	30	155	144
女	24	1	16	59	71
総数	70	9	46	214	215

*注：令和2年度の4、5、8、1、2月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため即日検査中止。

*注：令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため11～12月に3回のみ即日検査実施。

*注：令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため4～10月及び1月の検査は中止。

相談件数

(単位：件)

年度 区分	令和2	3	4	5	6
男	33	8	28	26	39
女	20	1	7	8	19
総数	53	9	35	34	58

*注：検査時の相談件数を除いた数を計上。

(2) 性感染症（S T D）対策

性感染症に関する特定感染症予防指針に基づき、梅毒抗体検査、性器クラミジア抗体検査、HBs抗原（B型肝炎）検査及びHCV抗体検査（C型肝炎）検査を平成20年度から実施している。

性感染症検査事業（検査件数）

年度	区分	梅毒	クラミジア	B型肝炎	C型肝炎
令和2	男	34	30	20	20
	女	18	16	15	16
	計	52	46	35	36
3	男	7	8	4	4
	女	1	1	0	0
	計	8	9	4	4
4	男	27	27	23	23
	女	8	8	10	10
	計	35	35	33	33
5	男	131	114	109	109
	女	61	52	47	47
	計	192	166	156	156
6	男	168	128	124	124
	女	80	61	57	58
	計	248	189	181	182

*注：令和2年度の4、5、8、1、2月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため即日検査中止。

*注：令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため11～12月に3回のみ即日検査実施。

*注：令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため4～10月及び1月の検査は中止。

*注：令和5年度は梅毒患者の増加に伴い、梅毒夜間検査を12月～3月に実施。

*注：令和6年10月からすべての検査を匿名化、令和6年12月からインターネットによる予約を導入。

(3) 肝炎対策

健康増進法に基づき健康づくり課が医療機関に委託して有料で行っていた検査を休止し、平成 21 年 11 月より緊急肝炎ウイルス検査事業として、医療機関に委託し無料で実施している。平成 28 年 4 月より肝炎ウイルス検査事業に名称を変更し、実施している。

年 度	受診者数	C 型+B 型	C 型のみ	B 型のみ
令和 2	916	897	3	16
3	1, 028	1, 012	0	16
4	788	783	4	1
5	749	745	2	2
6	752	745	2	5